

# 大分県議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の役割と機能（第3条—第7条）

第3章 議会運営の原則（第8条—第10条）

第4章 議員活動の原則（第11条—第13条）

第5章 県民との関係（第14条—第16条）

第6章 議員の倫理（第17条・第18条）

第7章 最高規範性（第19条）

第8章 補則（第20条・第21条）

### 附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権を目指した取組がスタートした。これにより、国と地方公共団体とは対等・協力の関係へと変化した。平成16年度からの三位一体改革により、国から地方への税源移譲が行われたものの、地方公共団体が自主自立で行財政運営を実施できる体制にはほど遠く、地方分権の実現は未だ道半ばにある。

地方公共団体の自主性や自立性を高め、住民自治及び団体自治の原則に基づく真の地方自治を構築するため、地方議会が果たすべき役割と責務はますます増大している。

大分県議会は、これまで県民に分かりやすい、県民に開かれた地方分権時代にふさわしい県議会のあり方を追求し、議会の改革と活性化に努めてきた。県議会はこれまでの取組をさらに進め、県民の声を反映する県議会及び県議会議員のあり方を改めて明確にし、ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である。県議会は、今後とも知事等の事務執行の監視及び評価機能の強化と県政に対する積極的な政策立案・政策提言に取り組んでいく。

ここに、本県議会は、県民全体の奉仕者であることの誇りと果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、主権者である県民の視点に立って、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念を定め、その実現を図るための基本となる議会の役割と機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を明らかにすることにより、議会が地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

## 第2章 議会の役割と機能

(議決)

第3条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第4条 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

(監視及び評価)

第5条 議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。

(調査及び公表)

第6条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査を行った場合には、その内容を公表するものとする。

(知事等との関係)

第7条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

## 第3章 議会運営の原則

(運営の原則)

第8条 議会は、県民に開かれた運営を行うものとする。

2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。

4 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。

5 議会は、地方分権の進展に対応し、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

(委員会)

第9条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

(検討組織の設置)

第10条 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行うものとする。

#### 第4章 議員活動の原則

(議員の職責)

第11条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、県民の負託にこたえる職責を有する。

2 議員は、議会の構成員として議会の機能を遂行する活動（以下「議会活動」という。）を担う職責を有する。

(議員活動と役割)

第12条 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

一 県政に関する県民意思の把握に努めること。

二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。

三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修への参加その他の自己研さんに努めること。

(会派)

第13条 議員は、前条に定める議員活動又は議会活動を行うため、会派を結成することができる。ただし、議員が政務調査費の交付を受けようとするときは、会派を結成しなければならない。

2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

3 会派は、県政に関する県民意思の把握、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びに所属議員の議会活動に必要な研修等を行うものとする。

## 第5章 県民との関係

(県民意思の反映)

第14条 議会は、県民意思を把握し、県政に反映させなければならない。

2 議会は、委員会における公聴会の開催、参考人の招致等県民意思を反映する制度の積極的な活用努めるものとする。

(県民への説明責務)

第15条 議会は、その諸活動を県民に対し説明する責務を負うものとする。

(広報広聴)

第16条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

2 会派及び議員は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

## 第6章 議員の倫理

(議員の倫理)

第17条 議員は、県民の厳粛な負託により、県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民全体の奉仕者、県民から選挙により選出される代表者として品位と政治倫理の向上に努め、公正性及び高潔性を保持しなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第18条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

一 議員は、議会及び議員の品位、名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。

二 議員は、本県職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。

三 議員は、本県職員の採用、昇任又は人事異動に関し、不正な働きかけをしないこと。

四 議員は、政務調査費に関する諸規定を遵守し、より厳正な行動に努めること。

## 第7章 最高規範性

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

## 第8章 補則

(別に条例で定める事項)

第20条 議員定数、定例会、委員会、政務調査費、議会図書室、議員報酬、費用弁償、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。

(検討)

第21条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。